周防大島町告示第36号

平成20年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する 平成20年4月23日

周防大島町長 中本 冨夫

1 期 日 平成20年4月30日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君 伊東 梅芳君 土手 正喜君 荒川 政義君 浜戸 信充君 杉山 藤雄君 神岡 光人君 田村 三郎君 伊藤 秀行君 平村 真成君 魚谷 洋一君 松井 岑雄君 広田 清晴君 魚原 満晴君 冨田 安英君 木村 潔君 平川 敏郎君 中本 博明君 田中隆太郎君 尾元 武君 久保 雅己君 新山 玄雄君

応招しなかった議員

平野 和生君 小田 貞利君

平成20年 第1回(臨時) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録(第1日) 平成20年4月30日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年4月30日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案説明

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成19年度 元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工 事」)

日程第5 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第2号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条 例の一部改正)

日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町病院等事業使用料 及び手数料徴収条例の一部改正)

日程第9 議案第5号 動産の買入れについて

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案説明

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成19年度 元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工 事」)

日程第5 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第2号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条 例の一部改正)

日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町病院等事業使用料

及び手数料徴収条例の一部改正)

日程第9 議案第5号 動産の買入れについて

出席議員(22名)

梅芳君	伊東	2番	貞敏君	安本	1番
政義君	荒川	5番	正喜君	土手	3番
藤雄君	杉山	7番	信充君	浜戸	6番
三郎君	田村	9番	光人君	神岡	8番
真成君	平村	12番	秀行君	伊藤	10番
岑雄君	松井	14番	洋一君	魚谷	13番
満晴君	魚原	17番	清晴君	広田	16番
潔君	木村	19番	安英君	冨田	18番
敏郎君	平川	21番	博明君	中本	20番
武君	尾元	24番	逢太郎君	田中陸	22番
玄雄君	新山	26番	雅己君	久保	25番

欠席議員(2名)

4番 平野 和生君 23番 小田 貞利君

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 坂本
 薫君
 議事課長
 木元
 真琴君

 書
 記
 吉岡
 信二君
 書
 記
 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本	冨夫君	副町長	椎木	巧君
教育長	平田	武君	公営企業管理者	川田	昌満君
総務部長	岡村	春雄君	産業建設部長	斉藤	正明君
健康福祉部長	椎木	千明君	環境生活部長	村田	章文君
久賀総合支所長	山本	定雪君	大島総合支所長	嶋元	則昭君
東和総合支所長	鍵太	一和君	橘総合支所長	末永	健寿君

会計管理者兼会計課長 北杉 憲昌君

総務課長 中野 守雄君 財政課長 奈良元正昭君

税務課長 ……… 橋本 澄夫君 公営企業局総務課長 … 藤田 隆宏君

公営企業局財政課長 ... 村岡 宏章君

午前9時30分開会

事務局長(坂本 薫君) 一同、礼。

議長(新山 玄雄君) おはようございます。本日は、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成20年第1回周防大島町議会臨時会を開会します。

平野和生・小田貞利議員から欠席の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

• •

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(新山 玄雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、17番、魚原満晴議員、18番、 冨田安英議員を指名いたします。

. .

日程第2.会期の決定

議長(新山 玄雄君) 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

. .

日程第3.議案説明

議長(新山 玄雄君) 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より、議案の説明を求めます。中本町長。

町長(中本 冨夫君) 皆さん、おはようございます。平成20年の第1回の周防大島町議会臨時会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折りにもかかわりませず、御参集を賜りまことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本臨時議会に提案をしております案件は、報告1件、補正予算に関するもの2件、専決処分の 承認2件、動産の買入れ1件であります。

報告第1号は、専決処分の報告であります。議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分により締結をいたしましたので、御報告するものであります。

議案第1号は、平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万7,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ136億9,430万7,000円とするものであります。

議案第2号は、平成20年度の周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)についてであります。

収益的収入予算については、既決予定額に240万円を増額し総額43億786万1,000円、支出につきましては436万円を増額をし総額を42億9,135万2,000円とし、資本的収入予算につきましては既決予定額から600万円減額をし総額を17億5,890万円、支出については22万8,000円を増額をし総額を22億5,908万4,000円とするものであります。

次に、議案第3号から議案第4号までの専決処分の承認を求める案件につきましては、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、議案書のとおり専決処分を行い、これを報告し承認を求めるものであります。 議案第3号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国保税の税率改正等の部分につきましては、4月1日からの施行が必要でありますので、専決処分書のとおり

処分をさせていただきました。

議案第4号は、周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてであります。平成20年4月1日からの後期高齢者医療保険制度の実施に伴い、専決処分書のとおり処分させていただきました。

議案第5号は、動産の買入れについてであります。塵芥車(3トンパッカー車)の買入れについて指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の有限会社田村自動車が落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要につきましては今説明をいたしましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が 御説明を申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをい たします。

議長(新山 玄雄君) 以上で、議案の説明を終わります。

.

日程第4.報告第1号

議長(新山 玄雄君) 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。岡村総務部長。

総務部長(岡村 春雄君) それでは、報告第1号平成19年度元気な地域づくり交付金事業石 小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負変更契約の締結について補足説明をいたします。

平成19年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事につきましては、排水ゲート、付帯電気設備工事を追加いたしました。このため、原契約7,875万円から285万6,000円を増額した8,160万6,000円とする請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長(新山 玄雄君) 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第5.議案第1号

議長(新山 玄雄君) 日程第5、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長(岡村 春雄君) それでは、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算 (第1号)につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に630万7,000円を追加し、予算の総額を 136億9,430万7,000円とするものであります。

その概要につきましては、事項別明細書10ページの歳出のとおり4款衛生費1項保健衛生費 1目保健衛生総務費におきまして町立橘病院の患者輸送車更新に伴う備品購入費等所要の経費を 計上し、その財源といたしまして9ページの歳入のとおり公営企業局企業会計から雑入として負 担金を受け入れるものであります。

以上が、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についての概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 1件の補正ということで出ておりますが、中身としては今補足

説明で述べられたとおりだろうというふうに思いますが、実際的に企業、いわゆる公営企業局の会計で買う予定であったものが、町の一般会計で買う方がより有利だろうという判断だろうというふうに思うんですが、実際的に例えば購入に際して一般会計で買った方が有利と思われる点、もしくは一般会計で購入しなければならないのかどうかも含めて、若干答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、後で聞いちょこ、ええ。

議長(新山 玄雄君) 奈良元財政課長。

財政課長(奈良元正昭君) このたび、公営企業会計から一般会計に予算を組み替えて購入する理由ということでございますけれども、当初予算で公営企業会計の方で患者輸送車を購入する予算を計上しております。

これにつきまして、患者輸送車の運行・運営経費について特別交付税の措置がございます。これについて、当初企業会計で購入しても交付税措置あるであろうという協議をしておりましたけれども、最初に購入の協議に当たりまして、一般会計の方で購入して企業局の方に貸し出すということで交付税措置があるということになりましたので、このたびの補正で一般会計の方に振り出させていただくという措置でございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際、病院車の運営について、今こっちの会計ですからあれですが、実際的には購入に際しての補助額っていうのが推定できますか。いわゆる購入に際して、もしくは運営に際しての通常なら運営等で年間120万円ぐらい、こっちで聞いたら好ましくないかもわかりませんが、実際的には年間そのぐらいの運行補助なり があるというふうに私も思うちょるんですがね。実際的にはそれが一般会計で買わなければもらえない。もらえないというたら、補助がないいう言い方なのかどうなのか、ちょっと病院側でも答えちょってほしいんですが。

議長(新山 玄雄君) 奈良元財政課長。

財政課長(奈良元正昭君) 患者輸送車の運行経費につきまして、特別交付税で1台当たり 100万円の措置がございます。

これは、ですから一般会計の方で購入していかないと交付税措置がないと、特交の措置がない ということでございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) もう1点は、例えば町で買うた場合に、町が病院側に貸し出すんではないけど、どういう格好になるんかわからんけど、ということになると実際的には運用上はいわゆる車庫飛ばし的なものが発生せんかどうかというのが危惧があるんです。車庫飛ばし的

なもの、その辺は対応はきちっとできるというふうにとらえちょるんかどうか、聞いちょきたい というふうに まあ、後、病院で聞こうか。はい。

議長(新山 玄雄君) 後で聞く いいですかね、はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

•

日程第6.議案第2号

議長(新山 玄雄君) 日程第6、議案第2号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正 予算(第1号)を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田公営企業管理者。

公営企業管理者(川田 昌満君) 議案第2号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正 予算(第1号)の補足説明を申し上げます。

お手元の平成20年度補正予算書の11ページをごらんいただきたいと思います。

概要につきましては、橘病院の患者輸送車更新に伴います一般会計への繰り入れ負担金を計上 し、大島看護専門学校の入学者数が見込みより多かったことによります授業料等の増額、奨学金 の増額及び学生用パソコンの整備を計上しております。

なお、当年度純利益は、18ページの平成20年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり3,291万2,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)の内容でございます。 どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わ らせていただきます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) まず第1点は、大島看護専門学校事業収益部分ですが、これは 補正額として240万円ということで補正がされます。ほで、実際的にはこれは7人増に伴う部 分ということだろうというふうに思いますが、1人当たりで計算すると、実際的には割り切れん部分が出てくるんじゃないかというふうに思いますが、どういうふうに見ておるのかというのが1点質問します。

それと、周防大島町立病院事業費用、支出の方で436万円の支出について中身を報告を求めたいというふうに思います。

それと、今回の貸借対照表、早見表を見ると実際的には企業債の減額と赤字分の増額、これが貸し方の方であらわれて実際的には借り方の方で機械備品、車両、使用権、現金預金等で流れになっておりますね。ほいで、やっぱり非常にわかりにくい部分として、改めて補足説明を求めたいというふうに思います。

それと、先ほど1件言った公営企業局で買う予定の車、これが一般会計で買うことによって一定の補助があると、120万円ちゅう答弁がありましたね。ほいで、その流れの中で運行補助、 実際的には車庫飛ばし等が起こることはないのかどうなのか、聞いちょきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長(村岡 宏章君) まず1点目の賛助予算の240万円で7人分が割り切れないということでしたが、これは授業料、寮費等を含めておりますので、実際はこの単位千円にしておりますが、細かい数字は後ろについておりますのでその部分を加味して算出しております。

それと2点目の費用の方、12ページの436万円につきましては、これは奨学金の増額部分でございます。総務部の方にすべて計上しておりますので、予算上の6施設に振り分けた場合の、この場合でしたら5施設ですが、こちらの方に振りかえるという形で総務部分に上げております奨学金分が各施設の方に振り分けられているという形でございます。

それと、車庫飛ばし等についてですが、これについては両方、公営企業局で買おうが、町で買おうが、町長名、町名での名義になります。そして、車庫証明につきましては旧橘町、あこのケアプラザのところで車庫証明をとる予定でございますので、隣接しております地域でございますし、名義も全く問題ございませんのでそのような危惧はございません。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長(河村 常和君) それともう1点、先ほどの車の件でございますが、今言いましたように車庫飛ばしでないという1点と、もう1点は補助金をいただく場合に、運行補助経費をいただくのに公営企業局で同じ車を買いかえるというつもりでこちらの公営企業局で運行補助をいただくために予算措置と、それから計上したということなんですが、今まででありました61台について国と県の補助が新年度であれば120万円程度ついておりましたが、今10年

たったマイクロバスで申請しても各自治体からの要望が多くて、とても15年、20年使ってる車でないと次の最初の購入経費の補助が出る可能性がないということになってきておりましたので、そういった部分で本来新規に、買いかえる場合は町の方で県、国の補助とあわせて町で総額を計上していただいて、その足りない部分を使用権として公営企業局の方で本庁の方に送金して新規に町長名で車を買っていただくという手順でございましたが、その部分が公営企業局の方でのみの買いかえでいいのではないかと思っておりましたら、補助金等あるので本庁の購入でないといけないという部分が今回のこういった修正となりました。

よろしくお願いします。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的には、今回今最初に補足説明を求めたのは、実際的には 機械備品の関係で131万3,000円ふえておりますよね。これの中身含めて報告を求めたい というふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長(村岡 宏章君) こちらは看護学校のパソコンの、生徒の増によりますパソコンの購入代金が137万9,000円を増額しております。

それと、使用権、当初予定しておりましたマイクロバスと今回最終的に町の方で計上していた だくために再度マイクロバスのマイナーチェンジ等がございましたので、新しい見積もりを取り 直し、その中で金額がより近いものに合わせたことによる差額分が含まれております。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的には機械器具ですからね、老朽化すれば購入買いというのは当然起こるんですが、今回買おうとするのは何台でどういう格好なのかというのをちょっと聞いちょきたい。いわゆるソフトの交換じゃなしに、新たなパソコン機器の購入じゃないかね。

ほいで、それ何台買うて、どこに配属、置くということを含めて聞いちょきたいと思います。

議長(新山 玄雄君) 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長(村岡 宏章君) 看護学校の情報処理室というところに、生徒が実習を行うところがございます。そちらの方に整備するもので、9台、生徒分プラス教員分あわせて9台を今回の追加として見込んでおります。

以上です。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第2号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7.議案第3号

議長(新山 玄雄君) 日程第7、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決 処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) それでは、議案第3号専決処分の承認を求めることについて補足説明 を申し上げます。

本町におきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療保険制度、いわゆる通称長寿医療制度と新国保制度が無事にすべり出したところでございます。国保税条例の一部改正につきましては、例年のように地方税法等の成立とあわせて3月31日に町税条例とともに専決処分をさせていただく予定でおりましたが、御承知のように衆参両院の国会審議が大幅に停滞し、現在地方税法等がいまだ成立していない異例の事態となっているところであります。

この不測の状況を受けて、現在の時点で各保険者で決定できる国保税の税率等について、平成20年度の課税に支障を来たさないように地方自治法第179条第1項、特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということに該当いたしますので、専決処分をさせていただいたところでございます。

税制関連法案につきましては、与党といたしまして、いわゆる60日条項による衆議院での再可決も取り沙汰されているところでございます。

税率改正につきましては、3月議会の全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございますが、 簡単に御説明をさせていただきます。

このたびの改正では、2つの基本原則のもとに適正税率を設定したところでございます。1つ目は、国保事業の健全な運営を保つため後期高齢者支援金課税の総額は、1億9,500万円確保すること。2つ目は、トータルでの税率はかえない。この2点でございます。

その結果、3区分による国保会計の減額分は年度途中で75歳に達する移動による減額分も含めまして3,570万円となります。このうち、税率変更による減額分は2,270万円と推計を

いたしているところでございます。

それでは、改正条文の説明に入らせていただきますが、参考資料により御説明をさせていただきたいと思いますので、9ページの参考資料をお願いいたします。

議案第3号の周防大島町国民健康保険税条例の新旧対照表でございます。条文番号等につきましては、原則として左側の欄の改正案の番号で申し上げます。

第2条は、国民健康保険税の課税額とその課税限度額について規定したものでございます。国保税については、これまで医療分と介護分のそれぞれの所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額により課税をしてまいりましたが、本年4月から後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、これらに加えて後期高齢者分の所得割、資産割、均等割、平等割を合算するものでございます。

第3条から第5条の2までは、医療分の税率、第6条から第7条の3までは後期高齢分の税率、 第8条から第9条の3については介護分の税率について規定をいたしております。それぞれの税 率及び課税限度額については、別冊の説明資料でございます、こちらこの分ですね、別冊の説明 資料1ページの国保運営協議会の諮問に対する答申の一覧表のとおりでございます。

第23条につきましては、国保税の減額について規定をしたものでございます。世帯の所得の合計が一定以下の場合には、負担の軽減を図るため均等割額と世帯割額を政令で定める基準により7割、5割、2割の軽減をして課税をいたしておりますが、今回新たに設けられた後期高齢者分について同様な軽減措置を講ずるものであります。

第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減について規定をしたものでございます。

なお、第3項の削除でございますが、これは今年度分から2割軽減についても7割、5割と同様に職権による判定の扱いとなり、2割軽減申請書の提出が不要となってくるための改正でございます。

第25条につきましては、国保税の減免について規定したものであります。

説明資料3ページをお願いいたします。

この分ですね。このたびの制度改正に伴う3つの激変緩和措置が掲載されております。3番目が条例措置による減免でございます。これは、後期高齢者医療制度開始時に被用者保険の被扶養者であった65歳以上の者に対するものでありまして、減免申請書の提出により2年間の減免を適用するものであります。

本町の当初課税時の対象者は約50名で、75万円程度の減免額と考えております。減免の内容といたしましては、後期高齢者とほぼ同様で所得割、資産割の全額及び均等割、平等割の5割を考えております。

ただし、平等割については1人世帯になった場合に限ります。

なお、この対象者には納税通知書の送付の際にこちらから御案内を差し上げたいと考えております。

資料の につきましては、先ほどの第23条の7割、5割、2割の軽減の適用に関して後期高齢者制度に移行したものについても軽減判定の人数に加算して判定するという激変緩和の措置を図っているものであります。

なお、 の世帯割で賦課される保険料の軽減については、2人世帯である場合で後期高齢者制度に移行したことにより単身世帯となるものについて5年間、平等割の5割が軽減される措置であります。

この特定世帯の激変緩和措置については、地方税法がいまだ施行されておりませんので、施行 日以後に遅滞なく専決処分をさせていただくことになろうかと考えております。

その他の改正につきましては、制度の改正に伴う条及び項番号等ずれの整理や字句の調整等であります。

附則において、施行期日でありますが、この条例は平成20年4月1日から施行するとし、適用区分については、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるといたしております。

以上が補足説明でございますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りようよろしくお願いをいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 後期高齢者医療制度を無事出発させるために専決処分をしたというふうに見えるわけなんですよ。

実際的には、支援金として支出すると、いわゆる県の会計の方へ移行するため3,700万円でしたか 移行するという格好で、そのために専決をやったということですが、実際的には3月の予算議会を終わって以降、中身としては連日マスコミ等が批判を繰り返すという格好が執行部の皆さん方も承知のとおりだろうというふうに思うんですよ。

ほで、実際的には、あのときも討論したんですけどね、やっぱり今の皆保険制度を崩すもんだという形で討論しました。今後、1つは2年ごとに保険料の引き上げが起こる可能性が強いという部分、それともう1つは介護保険等で味をしめたというたら表現がおかしいかもわかりませんが、取りはぐれのないようなやり方を行うというのが2つ目の特徴、そして3つ目の特徴としては資格証明書の発行、後期高齢者自体の、後期高齢者組織としての資格証明書、待ったなくして

資格証明書の発行ができるというのが、3つの大きな要因から私3月議会で批判を行いました。

ほで、その中で実際的に今回申請減免において変更が起こったとしたらどのように変更が起こるのか いう部分をまず、申請減免部分ですよね。前の条例と今回の条例で申請減免部分はどのように変更するのかということで、まず1点聞きたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 橋本税務課長。

税務課長(橋本 澄夫君) 条例措置による減免でございますけれども、7割、5割、2割の減免があるわけですけども、7割、5割につきましては従前からもう職権による減免ということで申請書は不要でございました。

どうして2割だけが必要であるかということですけども、これは所得の、申告した以後の所得の改善が見られた場合には減免はかけませんよというようなことでございますけれども、このたび後期高齢に移行することに伴い7割、5割、2割と同じような措置を講じることで25条の3項の項目を外しておるところでございます。これが申請による減免ということで、申請書が必要ないということでございます。

ただし、町民税の所得の把握による申告は、国保税は簡易、町民税がかからない場合にあって も簡易申告というものが必要になってきますので、申告書の方は提出をお願いするということに なろうかと思います。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) この今説明資料の1ページのところでちょっと御質問したいんですが、この限度額、結局は限度額が3万円ほど上がるというふうに思っていいわけですかね、これ。

議長(新山 玄雄君) 橋本税務課長。

税務課長(橋本 澄夫君) 同じ資料の2ページを見ていただきたいと思いますが、2ページの下の部分、下の部分に具体的な例がございます。

このそれぞれの区分の上限額、課税限度額が定められておりますので、医療分は56万円が47万円、後期高齢分は12万円、介護分についてはかわらない、9万円ということでございますが、それぞれの例で個別に見てみますと、ここに4つ例がございますけれども、それぞれ具体的に見た場合にはほぼかわらないと。所得の中段より下の人はかわらないと。税率がかわりませんので、かわらないと。

だけども、上限額が今までは56万円であったものが47万円で頭打ちになります。それと、12万円を足すということになってまいりますけども、高額な所得がある方については、ここにありますように一番下になりますけれどもちょっと負担が減ってくると、国保全体の、国保税全

体の税率では先ほど申し上げましたように 2,000何ぼの税率改正による軽減、減額になって おるということでございます。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) いや、限度額っていうのはあくまでそれは、もうこれ以上は取りませんよという限度というふうにとらえていいわけですよね。

それが実際には減るというのは、そこらの説明がね。やけ、それだけ大島では限度額に達するほどの所得がないということなんですかね。(発言する者あり)いや、ちょっともうちょっと詳しゅう説明。いや っていうのがやっぱり今まで限度額ぎりぎりの人はそれは何人かおったはずですよね。それは何人おったか、何人というか、何件というか、おったはずですけど、その方っていうのはすごくこれからどうなるんだろうと。もうこれ上がるんだろうか、下がるんだろうかちいうのは気になる。限度額が上がれば当然それまでは取ってええちゅうことになるわけでしょうから、気になるわけですけども、そこをもう少し、今の税務課長の説明では今まで高額所得者は実際には下がるんだというような説明でしたけども、限度額が3万円ほど、ちょっとまあええ、まあええ、限度額が3万円ほど上がるようにその設定をされればそれだけ取ってええわけでしょうから。もう少しちょっと、詳しい説明願えますかね。

議長(新山 玄雄君) 橋本税務課長。

税務課長(橋本 澄夫君) 確かに、最高にかかる人は3万円ふえるわけでございますけれども、その限度額に対して、今の例で申し上げておるのは、この300万円の給与以上の場合が下がるということでございますが、それで対象者につきましては今の表の76世帯、140人というのが書いてございますけども、前回の全員協議会のときにはこれにもう1つ資料がついておったと思うんですけども、ということでついておったと思いますけども、これにつきましては限度額が81世帯で149人が対象になるというようになっておったと思いますけれども、税率改正によりまして76世帯、140人ということで、若干80世帯と149人ということで若干の増になっておるところでございます。

明細につきましては、そういうことでございます。

最高にかかる人は3万円上がるということでございます。(「上がるということ」と呼ぶ者あり)例は300万円の給与世帯で下がっておるようになっておりますけども、1,000万円所得のある人については3万円ふえるということでございます。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) 最後じゃけ、ちょっと具体的にじゃあちょっと聞いてみたいと思うんですが、18年度の所得税より19年度の所得税の方が多くなった人は必ずそれじゃあ上が

るというふうに思った方がいいわけですか、保険税が。いや、いわゆる高額でですよ。そうとも 言えないわけですか。

議長(新山 玄雄君) 橋本税務課長。

税務課長(橋本 澄夫君) 先ほどの分析の数値でありましたように、若干は限度額を超える人がふえておりますけれども、ほとんどの人は2,500万円、全体で税が下がるわけですから、ほとんどの人は下がるというように考えております。あ、済みません、ほとんどの人は一緒で、中断よりちょっと上の人が下がると、最高の人は上がるということでございます。

個別には、ちょっとそこまでの分析はちょっとしておりません。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正、専決処分について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

私の方は先ほど質疑の中で明らかにしたように、今回の実際的な後期高齢者医療制度、これを 無事制度として出発させるために実際的には議会を開くいとまがなかったという言い方でありま すが、今全国で大きな怒りが起こっているところをぜひ真正面からとらえていただきたいという ふうに思います。

実際的に後期高齢者医療制度について討論したとき、流れとしては2006年の骨太方針、いわゆる小泉内閣の最後のときにどう社会保障にかかわる部分を減らしていくか、すなわち2,200億円を国としてどう減らしていくかという流れの中で決めた内容であります。あの当時、きちっとマスコミが今日のような報道をしちょったら、皆さん方もお気づきになったんではないかというふうに思います。

実際的には、あのときからどう社会保障にかかわる費用を抑えていくのかという中で、今回の 後期高齢者医療制度が出発しちょるというのは紛れもない事実であります。当時、マスコミは実 際的には持ち上げました、ときの総理大臣を。やりたい放題できる、いわゆる議席も300議席、 単独で再可決ができる票を、国民はマスコミの流れの中で自民党に議席を与えました。そして、 こういう制度が出発しました。これが事実の流れであります。

ほいでもう1点は、後期高齢者医療制度がどう影響を与えるか、今回国民健康保険税部分の改正っていうが、実際的には国民健康保険会計から県の後期高齢者医療に繰り出す金額、これが決定されてくるわけなんです。そういう中で、町は率等は一切上げないんだということを言われております、今回。

しかし、実態的にはそれから国保会計からはみ出る皆さん方、これは大変な状況が起こってくる。それは、すなわち取りっぱぐれのない方法としての介護保険同様の年金からの徴収、こういう流れになりました。

そしてもう 1 つは、後から議論になるであろう包括医療システム、いわゆる年齢によってはこれ以上は保険がききませんよというような、今から導入をしようとする。

こういう流れが、実は地方自治体として国がやるからしょうがないというスタンスでいけば、 改悪が続いていくということは紛れもない事実なんです。実際的にはですね。

私は、地方議会の議員であったとしも、今日まで国がやるんだからしょうがないとか、いわゆる制度の持続的位置、そういう言葉の隠れ蓑になったんが悪政のいろいろ積み重ねであって、格差の拡大につながっとる。これが私は地方議会の議員であっても、明らかにしてきたところです。

そういう立場からすれば、今回の専決処分については賛成することはできないということを明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) 次に賛成討論はありませんか。 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めま す。

〔 賛成者起立 〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

•

日程第8.議案第4号

議長(新山 玄雄君) 日程第8、議案第4号周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例 の一部改正の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田公営企業管理者。

公営企業管理者(川田 昌満君) 議案第4号専決処分の承認を求めることについて、周防大島 町病院等事業使用料及び手数料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

従前は、別表により診療か食事療養費等に区分しておりましたが、第2条の第1号に診療報酬の算定方法で社会保険、国民健康保険、老人保健医療給付患者を取りまとめて、第2号は介護給付費、予防給付費を、第3号は通所リハビリテーション、短期入所を、第4号は労災を、第5号は自動車事故の保険を、第6号は人間ドックを、第7号は個室料、第8号は長期入院療養を、第

9号はその他自費患者等を、第2項で診断書等の文書料を定めておりますので、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的には、手数料徴収条例の変更ですから、先ほど言った包括医療システム等の中身はかわりません。

中で、かわるとすれば老人保健法がなくなって後期高齢者医療制度、取り扱いがどうなるかということであると思いますが、実際的には、例えば室料等についてはこの条例改正後、管理者が決めることができるという改正なのか、例えば今までどおり条例の改正のときにそういうふうになっていくのか、その辺はどうなるのか。例えば、管理者が決めることができるという条例改正したら、今から先は逆にそういう改正は必要なくなるわけよ。

流れはどうなるのかということで、まず聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長(藤田 隆宏君) おっしゃるように、現在、室料差額、人間ドック等も含めて上限の金額を上げております。

人間ドックにつきましては、診療報酬の単価でそんなに全国平均かわりませんので、室料差額 に関しましても今現在最高3,150円の室料しかもらっておりません。

大島病院が建築されても、住民の負担にならないようにということで上限はもううちの方で決めておりますので、今ここにうたわなくてもいいだろうということで今回は外しております。 議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) ちょっと理解をいただきたいのは、実際的に私たちは条例審議 によって意思を決定できるわけなんよ。いわゆるどうなのか。

ほいで、例えば最大限で今のところ上げる気はないんでこの金額でいくんだからということであるなれば、逆に条例のときに入っておかないと、今度は逆に私たちが知らない間に引き上げが、 室料等引き上げが起こる可能性があるんじゃないんかというのが私の危惧なんです。

機械的にいえば、その可能性が発生するんじゃないかというふうに思いますが、これは条例審議ですから率直な、例えば議員が条例を審議するときに実際的には条例の中に金額が書いておれば、その上げる場合は金額を含めたものの条例改正という格好になります。それが例えば、いわゆる新たな条例改正のときに金額が明示されてなかったら、事後は上げるときも条例改正は必要なくなるという解釈に立つんではないか。これが一般的な条例と議員の関係でいえば、そういうことになるんじゃないかという危惧があるんです。

その辺については、どういう認識をされてるのか聞いちょきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長(河村 常和君) 条例改正をお願いしておる件、これにつきまして、今まで当公営企業局の前身の大島郡国民健康保険時代に病院事業という一企業体としての病院のことをやっておりましたので、その時点におきまして、ある程度社会保険とか、そういったもの、それから病院の中の施設を使う上限の金額の設定ということで条例の中での上限を決めてということで、条例の中でうたっておりましたが、昨今の介護保険、それから居宅の関係の利用者と居宅のケアマネージャーの契約関係と、そういったものがお互いの契約という中での金額の設定というふうに変更が来ておりますので、その部分での改正がその都度あるたびに専決処分で議会提出、後での提出というふうな部分を整理して一応条例としてはこういった項目を管理者が定められると。そして、病院の方ではその都度その入所者に事前の入所なり入居の案内書で料金体系をお示しして、その中で、また食事なんかにつきましてはそういった部分の契約発生を契約書を交わしてという部分でさせていただくという思いで、こちらの方の条例の中にはこういったものを管理者が規定で定められるというふうな改正に今回お願いしたものでございます。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) この後期高齢者医療制度の発足に伴って、まあ最近いろんなマスコミが報道されておるわけですが、その中でちょっと僕気になったんで御質問したいんですが、いわゆる診療報酬が6,000円以上、幾ら診療しても6,000円以上は診療報酬として入らないんだというようなニュースがありましたが、このニュースについてはここと関係があるんですか。

議長(新山 玄雄君) 質疑内容がちょっと外れておりますが、答弁を求めます。

議員(6番 浜戸 信充君) 議長、もし関係があれば、ちょっと、で、いわゆる医師会もこれはきょうの新聞ですけども いや、関係がないならいいですよ。それはそれでもうそれ以上質問しませんので。

議長(新山 玄雄君) はい、答弁を求めます。河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長(河村 常和君) 明確な線引きがまだできてないと理解しておりますので、 この案件については御回答できません。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 反対の立場から討論していきたいというふうに思います。

いいますのが、私は長い間、おかげさんで議員させていただきました。その中で、議員の役割

って何かっていう点をよく考えます。議員は、それぞれの議会でどこにその議案の問題があるのかということを明らかにしながら私は討論してきました。

今回の事案、中身は議員の役割をどうするのか、確かにかつて答弁されておったような形でいけば、専決に対する、専決で行ってきたんだからという言い方をされましたが、実際的な専決であったとしても議員の意思が問われるわけですよね。じゃあ、今回こういう例えば金額明示をできないいうことになれば、今度は議員の役割、意思が問われないまま、言い方によれば引き上げ実施がされる可能性がある条例にかわるということなんですよ。

その点では、私はこうした条例のあり方そのものはやるべきではないと。あくまで議員諸氏に 今回の特別の室料とか等の発生する場合の議案については、率直に議案の中で審議ができるよう に、私はそれを置いておくべきだという立場であります。

でないと、どうしても議員の意思の低下といいますか、議員の意思の発揮する場の低下、これ につながっていくということが私は予測できるというふうに思います。

そういう意味では、明確にいえば今回のような条例改正のあり方は、議員にとっては非常に後 退が大きい条例案だということを明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) 次に賛成討論はありませんか。 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第4号周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収 条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議 員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第9.議案第5号

議長(新山 玄雄君) 日程第9、議案第5号動産の買入れについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第5号動産の買入れにつきまして、補足説明を申し上げます。

動産の買入れにつきましては、平成8年度に購入いたしました一般廃棄物収集業務に使用して まいりました塵芥収集車、俗にいうパッカー車と言われてる物でございますが、これにつきまし てその更新を行い、収集業務のより円滑な推進を図ろうとするものでございます。 去る4月22日、町内12業者による指名競争入札の結果、有限会社田村自動車が644万4,000円に消費税を加えた額で落札をいたしましたので、同社と契約を締結のため御議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) このパッカー車については、旧久賀町っていうか、久賀地区で使用されるというふうに思うわけですが、今までのパッカー車についてはかなり修理修理で金かかってましたんで、早い時期にこういうふうに更新ができたことを喜ばしく思うわけですが、この購入に当たっていわゆる業者さんとどのような話をされて購入に当たったか、それがあれば。(発言する者あり)いやいや、それは要望があったと思うんですよ。こういうふうな、あ、ごめんなさい。委託業者です。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 購入に当たって、今収集委託されてる業者の方とお話をするということがございましたが、あくまで町としてどういった機能を有し、どういった車が適切かということでございまして、収集業者と申されましたが、今年度に限り契約しているあれでございまして、末代その方と契約するとは限りません。

したがいまして、いろんな要望を今回に限らず、いわゆるパッカー車の更新に当たって各、車の専門業者の方からいろんな荷装部分についてどういった点が改良されているとか、どういった物がいいという参考意見は聴取しますが、委託業者の方からいろんな御意見をお伺いしたというケースもありませんし、今回もいたしておりません。

議員(6番 浜戸 信充君) はい、わかりました。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第5号動産の買入れについて、原案のとおり決する ことに賛成の議員の起立を求めます。

[替成者起立]

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

. .

議長(新山 玄雄君) 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成20年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長(坂本 薫君) 御起立願います。一同、礼。御苦労さまでした。

午前10時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 魚原 満晴

署名議員 冨田 安英

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名議員

署名議員